

平成元年4月1日制定
平成15年10月1日一部改正
平成19年12月21日一部改正
平成22年1月27日一部改正
平成23年7月21日一部改正
平成28年11月1日一部改正

ステンレス協会規格 SAS322 認定実施規定

ステンレス協会規格認定委員会

1. 目的

本規定は、製造される一般配管用ステンレス鋼鋼管用管継手が、ステンレス協会規格 SAS322 の規定する性能に適合していることを審査、認定するためのものである。

2. 対象製品

一般配管用ステンレス鋼鋼管用管継手。

3. 申請企業の資格要件

認定申請に当たって、企業は下記条件を満たさなければならない

(1) 一般配管用ステンレス鋼鋼管用管継手を製造（OEM 製造を含む）していること

注）OEM 製造とは、JIS Z 8141 の外注の定義に基づき、部材加工から組立まで製品製造に関わるすべてを外注とする場合をいう。

(2) ステンレス協会会員であること。

(3) 海外の企業においては、国内に常設の事業所を開設していること。

4. 認定審査の流れ

認定審査の方法は、ステンレス協会規格認定委員会（以下 SAS322 認定委員会）が下記の要領で行う。

(1) 提出された申請書の書類審査。

(2) 審査員を事業所に派遣した現地審査。

(3) 審査員によって上申された審査結果（審査報告書及び申請企業によって提出された是正報告書又は是正計画書）の審議、認定可否の判定。

(4) 必要であれば確認審査の実施指示。

(5) 判定結果の文書による通知。

(6) 認定証書交付（新規、変更、更新審査時）。

5. 認定内容及び認定証書の有効期間

(1) 認定内容は、接合方式ごとに、呼び圧力、呼び方の範囲、管継手の種類を持って認定する。

(2) 認定証書の有効期間は、交付日から5年間とする。中間審査、変更審査は有効期間を変更するものではない。但し、大規模な変更があった変更審査の場合、SAS322 認定委員会の承認が得られれば更新審査として扱うことができる。

6. 申請書の提出

申請企業は、別途定める「認定申請書の作成方法と留意点」に基づき、申請内容に応じて新規、変更、更新の各認定申請書を作成し、SAS 認定委員会に提出する。

7. 審査の内容

(1) 書類審査

各申請書及び添付資料の内容を、「ステンレス協会規格 SAS322 審査要項」に基づき SAS322 委員会にて審査する。この場合、申請企業担当者の出席を求める。

(2) 現地審査

新規、更新審査時、及びその他 SAS322 委員会が必要と判断した場合は、審査員を派遣し現地審査を行う。現地審査は、「ステンレス協会規格 SAS322 審査要項」に基づき実施する。

8. 審査の種類

(1) 新規認定審査：初回認定時の審査で、「ステンレス協会規格 SAS322 審査要項」に基づき、「新規認定申請書」の書類審査及び現地審査を実施する。

(2) 中間審査：製品品質が管理されていることを、主として下記について「文書」、「記録」により事業所にて確認する（申請書の提出は不要）。

- ① 外注先評価の継続的实施状況
- ② 受入検査の実施状況
- ③ クレーム管理の状況
- ④ 「是正すべき課題」及び「改善すべき課題」の実施状況

中間審査で再度「是正すべき課題」が検出された場合は、「是正すべき課題」が検出されなくなるまで、毎年中間審査を行う。

(3) 変更審査：認定内容に変更があった場合に行うもので、SAS322 認定委員会が、変更内容承認の諾否を審査し、決定する。なお、審査に際しては現地審査を行う場合がある。

変更とは、申請書様式 1 の「Ⅰ. 認定申請する製品」及び「Ⅱ. 製造に関する詳細」に規定する項目のいずれかに変更を生じた場合、及び性能に影響を及ぼす管継手本体の寸法・構造等に変更が生じた場合を言い、以下の通り実施する。

- ① 該当項目に変更がある場合は、直ちに SAS322 認定委員会に「変更認定申請書」を提出しなければならない。
- ② 管継手本体に関わる外注先、及び寸法・構造等の変更については、本格的生産移行の目処がたった段階で、本格的生産移行に至るまでの品質確認状況の説明資料を添付し、変更認定申請書を提出する。
- ③ 現地審査の要否については、原則 SAS322 認定委員会が変更内容に鑑み判断するが、「変更認定申請書」提出後、委員会を直ちに開催できない場合には、委員長、審査員及びステンレス協会事務局の協議により判断できるものとする。現地審査を要すると判断された場合は、速やか(2 か月以内)に現地審査を実施する。

(4) 更新審査：認定後有効期間の 5 年を経過し、さらに新たに 5 年間の認定継続を求め

る場合で、「更新認定申請書」（新規申請書と同じ内容）に基づき、新規認定審査時と同様の審査を実施する。

- (5) 確認審査：(1)～(4)の各審査において、是正すべき課題が検出された場合、是正が適切に行われたことを確認する審査で、審査の要否は、是正すべき課題の内容及び是正報告書の内容によって SAS322 認定委員会が決定する。

9. 現地審査の要領

- (1) 現地審査要領は、「ステンレス協会規格 SAS322 審査要項」に基づいて行う。
- (2) 新規及び更新審査では、立会試験用を除いて、SAS322 に規定する形式検査項目がすべて完了していることを前提とする。
- (3) 新規及び更新審査では、管継手本体を外注先で製造をしている場合は、外注先の審査を行う。その場合、1 申請製品に対して、2 社以上の外注先がある場合は、原則主要 2 社の外注先の審査を行う。
- (4) 審査の結果は、審査報告書として申請企業に提出される。また、審査の結果、課題が検出された場合、原則、審査報告書が提出されてから 2 週間以内には是正報告書又は是正計画書を提出し、その内容が審査員によって承認されなければならない。
- (5) 検出課題には、下記 2 種類がある。
- ① 「是正すべき課題」：直ちに是正する必要がある重大欠陥で、内容によっては、SAS322 認定委員会の判定により、確認審査の対象となる。
 - ② 「改善すべき課題」：可及的速やかに改善が必要な軽度の欠陥。
- 上記 2 課題については、中間審査で是正を確認する。
- (6) 審査員は、審査報告書及び審査員が承認した是正報告書又は是正計画書をもとに認定可否を SAS322 認定委員会に上申する。

10. 審査の時期

審査の時期は、下記を目標として申請企業と協議し設定する。但し、SAS322 認定委員会が認めた場合は、変更することができる。

- (1) 新規申請：申請書受理後 2 ヶ月以内に実施する。
- (2) 中間審査：認定発効後の 1 年後から続く 2 年間に実施。
- (3) 変更審査：申請書受理後 2 ヶ月以内に実施する。
- (4) 更新審査：有効期限の 6～8 ヶ月前に申請書を提出し、3 ヶ月前に審査を完了することを目標とする。
- (5) 確認審査：SAS322 認定委員会の決定後 1 ヶ月以内実施する。

11. 認定後の義務

- (1) 認定申請書に変更が生じた場合、本規定 8. (3) 項に基づき、変更申請を行わなければならない。
- (2) 認定の継続を希望しない時は、認定継続辞退の届出（書式自由）を速やかに行い、認定証書を返却しなければならない。
- (3) 毎年 4 月末までに下記項目の 1 年間の実績を報告しなければならない（書式は自由）。
- ① その年度の月毎の製品の生産量。
 - ② 外注先評価の継続的实施状況報告書。
 - ③ クレームの発生状況とその原因と対策書。

④年度末に、変更の生じていないことを確認した文書。(既提出の認定申請書の提出でも可)。

12. 守秘義務

SAS322 認定委員会を構成する委員は、審査過程において知りえた情報については、申請時に公知であったもの以外は、申請企業の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

13. その他注意事項

- (1) 現地審査においては、日本語で審査ができること。通訳が必要な場合は、申請企業で準備するものとし、その費用も申請企業が負担する。
- (2) 現地審査に要する時間の目安は、1 申請製品に対して、1 日 (9:00～16:00) とし、1 製品増える毎に 0.5 日 (約 3 時間) を加えて行う。

14. 認定審査料および旅費等の扱いについて

以下の審査毎に、ステンレス協会が別途定める規定による。

新規審査

中間審査

変更審査

更新審査

確認審査

15. 罰則及び争議

- (1) ステンレス協会は、本規定が遵守されずに生産活動を行った申請企業に対し、SAS322 認定委員会の判定により、認定を取り消すことができる。
認定の取り消しを行った場合は、ステンレス協会ホームページ等により公開する。
また、認定が取り消された申請企業は、直ちに認定証書を返却しなければならない。
- (2) 変更申請が提出期限に遅れた場合には、SAS322 認定委員会の判断で認定を取り消すことができる。
- (3) 認定した製品について、特許等に係わる争議が発生した場合、当事者間で解決するものとし、ステンレス協会は一切関与しない。
- (4) 万一、ステンレス協会と申請企業で争議が発生した場合の仲裁手続きは、日本の法律により日本国内で行われるものとする。

16. 協議事項

以上に規定の無い事項については、本実施規定の主旨に照らして申請企業は、ステンレス協会事務局及びSAS322 認定委員会と、その取扱いについて誠意を持って協議するものとする。

17. 実施時期

本規定は平成 28 年 11 月 1 日から発効する。

以上